

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民記録 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津若松市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり、平成14年度に会津若松市情報セキュリティポリシーを策定し、これに基づいて各種情報管理等を行っている。

評価実施機関名

会津若松市長

公表日

令和4年12月2日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	<p>市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)の住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、事務の一部を委任す</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)
②システムの機能	<p>①異動入力機能 :届出や通知に基づく異動時における、入力機能および入力された住民基本台帳を管理する機能</p> <p>②照会機能 :住民基本台帳を検索、照会する機能</p> <p>③帳票発行機能 :住民票の写し、記載事項証明書等の各種証明書の発行や、付帯帳票の発行機能</p> <p>④庁内連携機能 :庁内の各システムへの基礎データとして利用するために、宛名システムや他システムへの連携機能</p> <p>⑤庁外連携機能 :住民基本台帳ネットワークシステムや法務省との庁外とのデータ連携を行い、各種通知情報の收受を行う機能</p> <p>⑥印鑑登録機能 :印鑑登録情報の管理機能や印鑑登録証明書の交付機能</p> <p>⑦カード管理機能</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム
システム2～5		
システム2		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバー(以下「市町村CS」という。)において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本人確認情報の更新: 住民情報システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を基に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認: 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を基に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入): 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。) 4. 本人確認情報検索: 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会: 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報整合: 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知: 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、住民情報システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携: 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等 	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム

システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名管理システム(庁内連携システムを含む)
②システムの機能	<p>団体内統合宛名管理システムは、個人番号・宛名コード・統合宛名番号の紐付け管理、および、庁内情報連携等の機能を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 番号の管理 :個人番号と宛名コード及び統合宛名番号の紐付けを行う。 統合宛名番号の検索 :住所・氏名等を検索条件とした統合宛名番号検索を行う。 庁内情報の連携 :各業務から提供された庁内移転用データの副本としての保存及び各業務からの情報照会に応じて、当該者の情報抽出・情報提供を行う。 中間サーバー用データの転送機能 :各業務から提供された庁外提供用データを中間サーバーへ転送する。 情報提供ネットワークシステムとの情報連携 :各業務からの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求を中間サーバーへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバーから受け取る。 職員認証・権限の管理:団体内統合宛名管理システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 情報連携記録の管理:情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (各事務システム)</p>

システム4									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 : 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 各事務システム接続機能 : 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 : 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 : 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 : セキュリティを管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 : 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 : バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム5									
①システムの名称									
②システムの機能									
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (各事務システム)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (各事務システム)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (各事務システム)									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (別表第2における情報照会の根拠) :なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 市民課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<input type="checkbox"/> システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が消除された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	市内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	<input type="checkbox"/> 100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号対応符号 <input type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <input type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) <input type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等) <input type="checkbox"/> その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <input type="checkbox"/> 国税関係情報 <input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 健康・医療関係情報 <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報 <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報 <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報 <input type="checkbox"/> 年金関係情報 <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報 <input type="checkbox"/> 災害関係情報 <input type="checkbox"/> その他 (印鑑登録情報、カード管理情報)
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :法令に基づき、個人番号を含めた4情報等を記録する必要があるため。 ・その他識別情報(内部番号) :庁内で連携する際に必要であるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月14日
⑥事務担当部署	市民部 市民課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (法務省から入手)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)

③使用目的 ※	区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に管理する。								
④使用の主体	使用部署	市民部市民課、各支所・市民センター その他既存住基システム参照権限付与部署							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<p>①住所や世帯の異動に伴う届出又は職権に基づく住民票の記載及び削除、若しくは修正 ・他市町村からの転入による届出を受理した際は、前住民登録地市町村が発行した転出証明情報を基に、個人番号を含む住民に関する情報を本市住民票へ記載する。 ・国外から新たに転入した外国人住民、出生の届出があった本市住民等、過去に他市町村の住民票への記載がなされていなかった者に対して個人番号の新規付番を行い、個人番号を含む住民に関する情報を本市住民票へ記載する。 ・市民からの申し出や、他市町村からの通知を受理した際は、それらに基づき個人番号を含む住民に関する情報を検索し、職権により住民票の削除、若しくは修正する。</p> <p>②他市町村からの転入の届出に基づき住民票に記載を行った際の前住所市町村に対する通知・転出証明書情報を基に、最終住民登録地(未届地がある場合は未届地を含む)宛てに、個人番号を含む住民に関する情報を、住民基本台帳ネットワークシステムを介して電子データにて送付する。</p> <p>③住民票への記載及び削除、若しくは修正を行った際の都道府県知事に対する通知・本市住民票の記載に変動があった場合は、都道府県知事に対し、個人番号を含む住民に関する情報を、住民基本台帳ネットワークシステムを介して電子データにて送付する。</p> <p>④本人又は同一の世帯に属する者等による請求に基づく住民票の写し等の交付・住基法第12条、同12条の2による住民票の交付請求で、請求住民票等への個人番号の記載を求められた際、その必要性が正当と認められる場合には、個人番号が記載された住民票等を交付する。・住基法第12条の4による広域交付住民票の交付請求があった際は、個人番号カードの提示を求め本人確認を行い、住民基本台帳ネットワークシステムを介して請求者の住民登録地に対して住民票情報を請求して住民登録地市町村から交付の承認を得られた場合は、請求された住民票を交付する。</p> <p>⑤住民からの請求に基づく住民票コードの変更・住民より住民票コードの変更請求があった場合、機構から指定された複数の住民票コードから選択し新たな住民票コードを住民票へ記載した後、都道府県知事に対し、個人番号を含む住民に関する情報を、住民基本台帳ネットワークシステムを介して電子データにて送付する。</p> <p>⑥住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の照会・住所異動の手続きで、異動者に係る前住所地での住民登録情報の確認が必要となる場合等、事務処理上必要となる場合に限り、住民基本台帳ネットワークシステムを介して都道府県に対して本人確認情報の照会を行い、個人番号を含む照会対象者に関する情報を入手する。</p> <p>⑦個人番号の通知及び個人番号カードの交付・個人番号が未付番となっている住民について、機構に対して個人番号とすべき番号の生成を求め、機構から通知された番号を個人番号として指定するとともに、付番対象者宛て個人番号通知カードの作成、個人番号カードの交付申請書を同封しての発送を機構に対して依頼し、個人番号を通知する。 ・機構から受領した個人番号を対象者の住民票に記載する。 ・住民から機構に対して個人番号カードの交付申請がなされた場合は、機構にて交付すべき個人番号カードを作成し、住所地の市町村へ送付され、送付を受けた市町村では、申請者に対して交付場所を指定した個人番号カードの交付に係る通知を作成して送付する。 ・通知にて指定した場所に来庁した住民に対し、個人番号カードの交付等に係る情報を住民情報システム及び市町村CSに登録の後、申請者の本人確認を行った上、個人番号カードを交付する。</p> <p>⑧個人番号カード等を用いた本人確認・個人番号カード、個人番号通知カードにて本人確認を行う場合は、カードに記載された個人番号や、住所、氏名、生年月日等の情報を住民情報システムにて照合し、又は住民基本台帳ネットワークシステムを介して都道府県に対して本人確認情報を照会し、本人確認を行う。 ・上記の他、個人番号カードでの本人確認の場合は、専用のカード情報読み取り装置を用いて、被確認者が事前に設定した個人番号カードの暗証番号の入力を求め、住民基本台帳ネットワークシステムを介して都道府県に対して本人確認情報を照会し、本人確認を行う。</p> <p>⑨住民登録外宛名情報の管理 ・本市に住民登録はないものの、納税者情報等、本市業務で必要となる他市町村住民に係る個人番号を含む情報を集約し、住民登録外宛名情報として管理する。</p> <p>⑩住基法第7条第9項から第11の2項に定められた情報の入手 ・住民から国民健康保険や介護保険の資格の取得・喪失等の届出等を業務担当課にて受け付けたことにより、各課業務システムにて住基法第7条にある住民票の付記情報の更新があった場合、業務間連携システムを介して更新情報を送信し、住民基本台帳ファイルを更新する。</p>								

	情報の突合	<p>・個人番号: 番号法第8条の規定に基づき、個人番号の指定の際に、機構に対し、住民票コードを通知して番号生成を依頼する。その後、機構から個人番号が通知された際に、氏名・生年月日・住所・性別等の本人情報との突合を行う。</p> <p>・業務関係情報(年金関係情報): 情報の移転を受ける際に、個人コードと氏名・生年月日・住所・性別等の本人情報との突合を行う。</p> <p>・業務関係情報(年金関係情報以外): 情報の移転を受ける際に、宛名コードと氏名・生年月日・住所・性別等の本人情報との突合を行う。</p>
⑥使用開始日		平成27年8月18日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない <input type="checkbox"/> () 件
委託事項1		既存住基システムの運用保守管理
①委託内容		既存住基システムの運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託
②委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
③委託先名		株式会社 シンク
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	書面による協議を行い、業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑥再委託事項	システム等のパッケージアプリケーション保守及びハードウェア保守作業、職員からの問い合わせに対する調査 等
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (56) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (37) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1		別表第2の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)
①法令上の根拠		番号法第19条第7号別表第2(別紙1を参照)
②提供先における用途		別表第2の第2欄に掲げる事務(別紙1を参照)
③提供する情報		住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

【住民票情報】

1. 宛名番号, 2. 住民区分, 3. 外国人区分, 4. 世帯番号, 5. 順位, 6. 郵便番号, 7. 大字コード, 8. 支所コード, 9. 地区コード, 10. 行政区コード, 11. 自治会加入区分, 12. 組・家並コード, 13. 準世帯コード, 14. 投票区コード, 15. 甲乙区分, 16. 地番コード・本番, 17. 地番コード・枝番, 18. 地番コード・末番, 19. 住所編集判定区分, 20. 方書コード, 21. 方書ダイレクト, 22. 漢字大字名, 23. 漢字地番, 24. 漢字方書編集済, 25. 世帯主個人番号, 26. 漢字世帯主名, 27. カナ氏名, 28. 漢字氏名, 29. 漢字氏名文字オーバー判定, 30. 濁点なしカナ氏名, 31. 西暦生年月日, 32. 和暦生年月日, 33. 性別, 34. 第一続柄, 35. 第二続柄, 36. 住民日, 37. 住民日届出日, 38. 住民日事由, 39. 住民日届出区分, 40. 非住民日, 41. 非住民日届出日, 42. 非住民日事由, 43. 非住民日届出区分, 44. 住定日, 45. 住定日届出日, 46. 住定日事由, 47. 住定日届出区分, 48. 住所入力日, 49. 住所入力日届出日, 50. 住所入力日事由, 51. 住所入力日届出区分, 52. 帰化届出日, 53. 家族判定・判定, 54. 家族判定・順位, 55. 順位判定区分, 56. 前住所郵便番号, 57. 前住所住所コード, 58. 前住所漢字市町村名, 59. 前住所漢字町名, 60. 前住所漢字番地, 61. 前住所方書, 62. 転入前世帯主名, 63. 転入前旧姓, 64. 本籍郵便番号, 65. 本籍地コード, 66. 本籍漢字市町村名, 67. 本籍漢字町名, 68. 本籍漢字番地, 69. 本籍筆頭者名, 70. 除票判定区分, 除票番号, 71. 改製日, 72. 改製番号1, 73. 改製番号2, 74. 異動日, 75. 異動届出日, 76. 異動事由1, 77. 異動事由2, 78. 全部一部区分, 79. 外国人漢字氏名, 80. 濁点なし通称カナ, 81. 外国人通称カナ, 82. 外国人通称漢字, 83. 宛名氏名カナ, 84. 宛名氏名漢字, 85. 世帯主外国人漢字氏名, 86. 世帯主外国人区分, 87. 旧氏

【外国人情報】

87. 宛名番号, 88. 改製番号, 履歴番号, 89. 外国人カナ通称名, 90. 外国人漢字通称名, 91. 外国人漢字通称名文字オーバー判定, 92. 外国人カナ本国名, 93. 外国人漢字本国名, 94. 外国人漢字本国名文字オーバー判定, 95. 外国人国籍コード, 96. 外国人国籍名, 97. 第30条の45に規定する区分, 98. 在留資格, 99. 在留カード等の番号, 在留期間, 100. 在留期間の満了する日, 101. 外国人住民となった日, 102. 生年月日不祥区分, 103. 他業務氏名利用区分, 104. カタカナ併記名有無区分, カタカナ併記名, 105. 特別永住者証交付年月日, 106. 住基法記載区分, 107. 入管法記載区分

【住基ネット番号情報】

108. 宛名番号, 109. 改製番号, 110. 履歴番号, 111. 住基ネット番号

【個人番号情報】

112. 宛名番号, 113. 改製番号, 114. 履歴番号, 115. 個人番号

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード, 2. 漢字氏名, 3. 外字数(氏名), 4. ふりがな氏名, 5. 清音化かな氏名, 6. 生年月日, 7. 性別, 8. 市町村コード, 9. 大字・字コード, 10. 郵便番号, 11. 住所, 12. 外字数(住所), 13. 個人番号, 14. 住民となった日, 15. 住所を定めた日, 16. 届出の年月日, 17. 市町村コード(転入前), 18. 転入前住所, 19. 外字数(転入前住所), 20. 続柄, 21. 異動事由, 22. 異動年月日, 23. 異動事由詳細, 24. 旧住民票コード, 25. 住民票コード使用年月日, 26. 依頼管理番号, 27. 操作者ID, 28. 操作端末ID, 29. 更新順番号, 30. 異常時更新順番号, 31. 更新禁止フラグ, 32. 予定者フラグ, 33. 排他フラグ, 34. 外字フラグ, 35. レコード状況フラグ, 36. タイムスタンプ, 37. 旧氏

(3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号, 2. 送付先郵便番号, 3. 送付先住所 漢字項目長, 4. 送付先住所 漢字, 5. 送付先住所 漢字外字数, 6. 送付先氏名 漢字項目長, 7. 送付先氏名 漢字, 8. 送付先氏名 漢字 外字数, 9. 市町村コード, 10. 市町村名 項目長, 11. 市町村名, 12. 市町村郵便番号, 13. 市町村住所 項目長, 14. 市町村住所, 15. 市町村住所 外字数, 16. 市町村電話番号, 17. 交付場所名 項目長, 18. 交付場所名, 19. 交付場所名 外字数, 20. 交付場所郵便番号, 21. 交付場所住所 項目長, 22. 交付場所住所, 23. 交付場所住所 外字数, 24. 交付場所電話番号, 25. カード送付場所名 項目長, 26. カード送付場所名, 27. カード送付場所名 外字数, 28. カード送付場所郵便番号, 29. カード送付場所住所 項目長, 30. カード送付場所住所, 31. カード送付場所住所 外字数, 32. カード送付場所電話番号, 33. 対象となる人数, 34. 処理年月日, 35. 操作者ID, 36. 操作端末ID, 37. 印刷区分, 38. 住民票コード, 39. 氏名 漢字項目長, 40. 氏名 漢字, 41. 氏名 漢字 外字数, 42. 氏名 かな項目長, 43. 氏名 かな, 44. 郵便番号, 45. 住所 項目長, 46. 住所, 47. 住所 外字数, 48. 生年月日, 49. 性別, 50. 個人番号, 51. 第30条の45に規定する区分, 52. 在留期間の満了の日, 53. 代替文字変換結果, 54. 代替文字氏名 項目長, 55. 代替文字氏名, 56. 代替文字住所 項目長, 57. 代替文字住所, 58. 代替文字氏名位置情報, 59. 代替文字住所位置情報, 60. 外字フラグ, 61. 外字パターン

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1) 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①住民異動届出においては、住基法第27条の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。</p> <p>②既存住民基本台帳システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内宛名統合システムの総合宛名機能等で管理する特定個人情報は、利用する業務システム毎にアクセス制御を行う。 ・宛名データの業務システムへの提供は、事前に協議し、個人番号を含めた情報提供を行うか否かを決定した上で、データ提供を行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり個人情報(特定個人情報を含む。)を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・個人情報(特定個人情報を含む。)が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><会津若松市における措置> ・特定個人情報の提供・移転時には、情報提供の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が保存されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで不正に提供されるリスクに対応している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が保存されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを市町村ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を市町村のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[<input type="checkbox"/> 発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	【会津若松市における措置】 ・情報セキュリティ担当部署が次の教育及び啓発を行っている。 ①定期又は随時情報セキュリティ等に関する通知又は事例等を各部署に回覧 ②定期的に情報セキュリティの理解度を測るために小テストを実施 ③eラーニングによる情報セキュリティ研修を実施	

10. その他のリスク対策

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 965-8601 会津若松市東栄町3番46号 受付窓口 市民部市民課 0242-39-1229
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 965-8601 会津若松市東栄町3番46号 市民部市民課 0242-39-1229
②対応方法	問い合わせ受付票を準備し、対応記録を残す。 必要に応じて、庁内横断的な連絡を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年10月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

